

## 平成 27 年度第 1 回 液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録

I. 日時：平成 27 年 12 月 25 日(金) 10:00～12:00

II. 場所：高圧ガス保安協会 会議室 3

### III. 出席者(敬称略、順不同)

主査：小川

委員：内倉、北條、中村

事務局(KHK)：北出、小谷、狩野

### IV. 配布資料

資料 1 液化石油ガス器具等関係基準分科会 委員名簿

資料 2 平成 26 年度第 1 回 液化石油ガス器具等関係基準分科会 議事録(案)

資料 3 ①液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格(基準)(KHKS0721)、②液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS0708)、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格(基準)(KHKS0709)の改正について

資料 4 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格(基準)(KHKS0721)改正案 新旧対照表

資料 5 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS0708)改正案 新旧対照表

資料 6 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格(基準)(KHKS0709)改正案 新旧対照表

資料 7 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)、液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)、液化石油ガス用検知器基準(KHKS0749)、バルク用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の制定について

資料 8 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)案

資料 9 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)案

資料 10 液化石油ガス用検知器基準(KHKS0749)案

資料 11 バルク用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)案

参考資料 液化石油ガス分野技術基準整備計画(平成 28～32 年度)

### V. 議事

#### 1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

#### 2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員は 4 名(2 名欠席)であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項(技術基準策定手順書第 12 条 5 号)で定める分科会の定足数を満たしていることを確認し

た。

### 3. 主査挨拶

議事の審議に先立ち、主査より挨拶があった。

### 4. 前回議事録(案)の確認について

「資料 2 平成 26 年度第 1 回液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録(案)」について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 4 名全員の賛成)により可決された。

### 5. 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格(基準) (KHKS0721)の改正について

事務局より資料 3、資料 4 を用いて、液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格(基準) (KHKS0721)の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 4 名全員の賛成)により可決された。

①呼び 8 の長さを踏まえて、呼び 7 の長さの変更はないのか？

→呼び 7 の長さについてはガスの流量確保の観点及び長さの延長に対するニーズを踏まえて、現行通りとしている。要望があれば今後検討していく。

### 6. 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準 (KHKS0708) の改正について

事務局より資料 3、資料 5 を用いて、液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準 (KHKS0708) の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 4 名全員の賛成)により可決された。

①このたびの改正案はどのような位置づけか。

→国において供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の規定について性能規定化を図ることが検討されている。これらの動向を踏まえつつ、KHKS として速やかに対応できるように整備しようというものである。

### 7. 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格(基準) (KHKS0709)の改正について

事務局より資料 3、資料 6 を用いて、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格(基準) (KHKS0709)の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員 4 名全員の賛成)により可決された。

①附属書の接続具において R ねじを削除しているが問題ないか？

→これまで液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース及び液化石油ガス用継手金具付低圧ホース共有の接続具を規定していたが、今般、製造状況等を踏まえ整理を行い各ホース用の接続具として規定しようというものである。

#### 8. 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)の制定について

事務局より資料7及び資料8を用いて、液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)の制定についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく制定案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

①「技術上の基準」は、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の改正等、動向にそっているものであるか？

→動向を踏まえているものである

#### 9. 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)の制定について

事務局より資料7及び資料9を用いて、液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)の制定についての説明があった。

説明後、当該資料に基づく制定案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

#### 10. 液化石油ガス用検知器基準(KHKS0749)の制定について

事務局より資料7及び資料10を用いて、液化石油ガス用検知器基準(KHKS0749)の制定についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく制定案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

①一般型と簡易型の違いは何であるか？

→一般型が検知状況をメーター等、指針で示すものであり、簡易型は一定の濃度であることを音響により示すものである。

#### 11. バルク用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の制定について

事務局より資料7及び資料11を用いて、バルク用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の制定についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく制定案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

①検査の方法は実績のあるものか？

→高圧ガス保安協会では規程に基づき警報器等の検定業務を行っている。この規程を今般KHKS基準として規定しようというものであり、実績があるものである。

## 11. その他

本日の審議の結果、修正が必要となった箇所については、事務局において修正を行うこととし、その後は必要に応じて主査の確認を得て進めることとなった。

また、審議した規格の改正案及び制定案については、後日開催予定(日程未定)の液化石油ガス規格委員会に上申することが確認された。

以上